

2021年9月22日
No.2021-030

国際金融都市の実現に向けた金融特区の設計案

調査部 主任研究員 野村拓也

《要 点》

- ◆ わが国では、国際金融都市の実現に向け、金融業を優遇対象とする金融特区を設置すべきとの意見が、政府や都市の首長から出てきているものの、具体的な特区像に関する議論は進展せず。一方、世界では、金融特区を実際に設置している都市が複数存在。
- ◆ 中国の深圳・前海地区は2012年、UAEのドバイは2004年、マレーシアのクアラルンプールは2012年に金融特区を設置。深圳・前海地区は、香港と一体化して金融業を発展させる施策を導入。ドバイは、外資系金融機関が進出しやすいように、在留資格等の期間延長や法人税の減免などを導入しつつ、証券取引所等の金融インフラも整備。両都市ともに国際的なプレゼンスは拡大傾向。クアラルンプールは、商業地域開発の色合いが濃く、シンガポールが近隣に存在していることもあり、プレゼンスは高まらず。
- ◆ インドのグジャラート・ガンディーナガルは2015年、カザフスタンのヌルスルタンは2018年に金融特区を設置。両都市ともに将来への期待値は大。グジャラート・ガンディーナガルは、インド初のスマートシティ・プロジェクトの一環として、IT関連業と金融業の双方の集積・発展に注力。ヌルスルタンは、万博跡地に金融特区を設置し、法人税等を超長期にわたりゼロにするなど、大胆な制度を導入。
- ◆ 世界の金融特区を横断的に分析すると、下記の示唆が得られる。
 - 近隣の主要国際金融都市の力強さを取り込むことで、プレゼンスが向上する
 - 金融特区内の重点産業として他産業も設定し、その成長を取り込むことが、金融業の更なる成長に繋がる
 - 在留資格や就労許可等の規制緩和や税制優遇は、優遇対象を限定あるいは時限的な措置にした方が、効率的な施策になる
- ◆ 以上を踏まえると、日本型の金融特区を設計するに際しては、地方都市であれば、東京と相互に機能補完するような金融都市を目指した方が得策と言える。そして、東京を含む各都市は、①金融業と、例えばヘルスケア産業や再生可能エネルギー産業を相乗的に発展、②在留資格等のより柔軟な運用、③これらの産業や人材を対象とした税制優遇の実施、といった施策を、金融特区の設計案に盛り込むべきである。

本件に関するご照会は、
調査部・金融リサーチセンター・主任研究員・野村拓也宛にお願いいたします。
Tel: 080-3410-3420
Mail: nomura.takuya.u8@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。
<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

1. はじめに

わが国では、昨年来、国際金融都市の実現に向けた議論が活発化しており、外資系金融機関の誘致や外国人高度金融人材の呼び込みを目的とした税制上の措置や、在留資格要件の緩和などが実現した。一方、国際金融センターに名乗りを上げる都市からは、特区(特別区域)制度を活用した一段の取り組みが必要との意見も出てきているが、具体的な議論は進展していない。

そこで本稿では、金融業を優遇対象とする「金融特区」について、諸外国の例を整理しつつ、わが国での導入可能性や具体的な施策について考察する。

2. 金融特区を設置している世界の都市

「特区」には明確な定義が存在しないものの、一般的には、特定の地域内で規制緩和や税制優遇を実施し、対象産業・企業の成長を促すことを通じて、その地域の活性化を図ることを目的としている。こうした特区は世界にも数多く存在しており¹、そのなかには、金融特区の設置を通じて金融業の集積地を目指す方針を示す都市も複数存在する。例えば、古くはアイルランドのダブリンが1980年代後半から、特定の地域において、金融機関等に対する法人税や固定資産税の減免等の施策を実施している。

一方で2000年代以降は、アジアや中東といった地域の都市が、金融特区を設置するケースが増えている(図表1)。具体的には、香港に隣接する中国の深圳・前海地域、マレーシアの首都クアラルンプール、南アジアに位置するインドのグジャラート・ガンディーナガル、中央アジアに位置するカザフスタンの首都ヌルスルタン、中東に位置するUAEの主要都市ドバイ、などである。

(図表1) 近年「金融特区」を設置した主な都市



(資料)各種情報を基に日本総合研究所作成

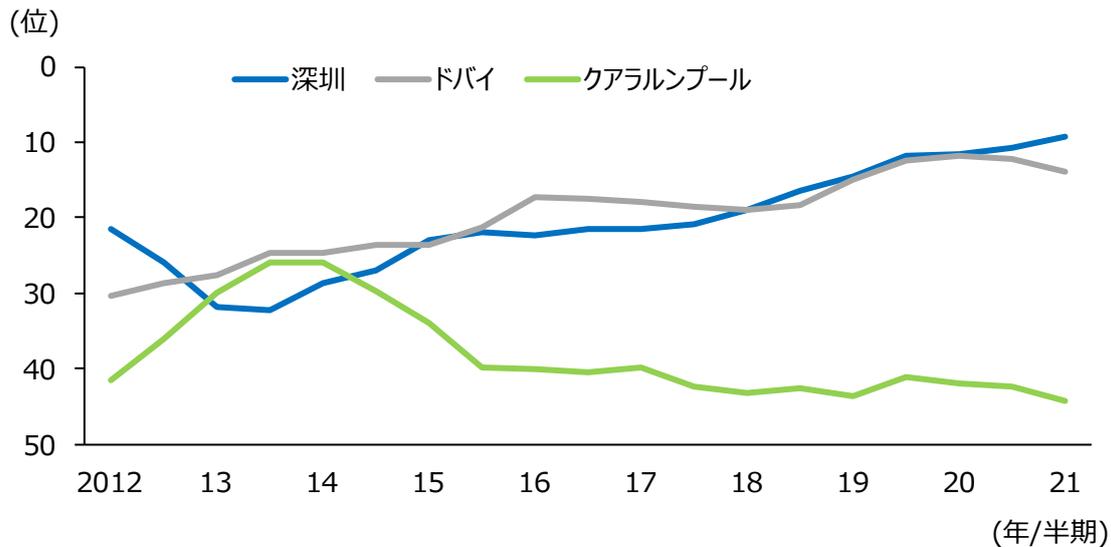
これらの都市は、将来的に各地域での金融ハブになることを大目標にしているが、その目標の達成に向けた金融特区での優遇措置には特徴的なものも多い。そこで以下では、各都市の金融特区における取り組みや成果について整理する。

(1) 2000年代～2010年代前半に金融特区を設置した都市

深圳・前海地区は2012年、ドバイは2004年、クアラルンプールは2012年に、それぞれ金融特区を設置している。もっとも、地域の金融ハブへの道を順調に辿っているかは、各都市で異なる。英 Z/Yen Group が公表している国際金融センター指数をみると、2013年頃には同じような立ち位置だったこれらの都市は、直近では、深圳やドバイが上昇基調にあるのに対し、クアラルンプールは伸び悩んでおり、明暗が分かれている(次頁図表2)。

¹ 例えば UNCTAD(国際連合貿易開発会議)は、2018年時点で5,383の特区が全世界に存在するとしている。

(図表2)国際金融センター指数(4期平均)



(資料)Z/Yen Group を基に日本総合研究所作成

(a) 深圳・前海地域(中国)

中国・広東省の深圳・前海地域では、海外の資金、ノウハウ、技術等の取り込みのために、1979年から特区自体は設置されていたが、2010年に、①国際金融都市である香港と「広東省と香港の協力枠組み協定」を締結し、②国務院が「前海深港現代サービス産業協力区総合開発計画」の承認をしたことにより、香港と一体化して発展する金融特区としての性格を帯びるようになった²。

金融特区の優遇措置は一般的に、金融業に対する規制緩和と税制優遇を組み合わせたものが多いが、前海地域においては、これらの施策は金融業を含む複数の産業が対象となっていることが多い。例えば、規制面では、香港・マカオ居住者による就業証取得の免除制度、税制面では、専門知識を有する海外の人材を対象に、個人所得税の15%を超過した部分を補填する補助金制度³がそれぞれ導入されているが、対象業種の指定はない。また、法人税(基本税率:25%)優遇については、2014年に特定業種⁴であれば15%に、現地設立のハイテク企業であれば最大ゼロまで減免する施策が導入されているが、金融業は特定業種に含まれていない。

一方、2012年には、①海外人民元資金の前海地域への還流、②香港あるいは特区内金融機関によるクロスボーダー人民元貸付業務の支援、③香港での人民元建て債券の発行支援、④マザーファンド設立支援、⑤外貨によるエクイティ投資支援、⑥香港金融機関の参入支援、⑦革新的な金融機関の誘致、⑧金融機関の本部誘致、といった金融業の発展に向けた取り組みの方向性が示された。

² 近年では、2019年に「広東省・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」が公表され、2020年に「広東省・香港間の協力枠組み協議」が実施された。さらに2021年9月に「前海深港現代サービス産業協力区における改革開放の全面的深化構想」が公表されている。

³ 2013年に導入。なお2019年には、給与所得だけでなく、役員報酬所得等にも拡大されている。

⁴ 具体的には、①モダン・ロジスティクス、②情報サービス、③科学技術サービス、④文化・クリエイティブサービス、⑤会計・経営コンサルティング等の商業サービス、である。⑤については2021年7月に新規で追加された。

こうした施策は、結果的に、前海地域に大きな経済効果をもたらしている。実際、近年特区の金融業からの税収や金融機関数は、大幅に増加しており、金融業の集積が進んでいることが伺える(図表3)。また、他産業を含む全体でも同様の傾向が見て取れる。加えて、香港企業の進出数が、ここ数年で5倍超になったことから、前海地域の発展において、香港の寄与が大きかったことが読み取れる。

(図表3)前海地域での経済的効果(2019年)

| 項目 | 実数値 | 変化 |
|--------------|-------|-----------------------------------|
| 税収(金融業) | 238億円 | 2013年から約89倍 |
| 企業数(金融業) | - | 2013年から約23倍 |
| 税収(全体) | 525億円 | 2015年から約3.0倍 (2019~20年は+13.4%) |
| 香港企業の進出数(全体) | 1.2万社 | 2015年から約5.2倍 |

(資料)各種情報を基に日本総合研究所作成

(b)ドバイ(UAE)

UAEのドバイでは2004年、まずは中東・南アジア・北アフリカ地域での金融ハブ、最終的には国際金融都市となることを目標に、金融特区DIFC(Dubai International Financial Centre)が設立された。もともとUAEは英国の保護領だった歴史があり、英国の文化が一部で残っていたことに加え、このDIFC内では、①イスラム法をベースとしたUAEの法体系とは別に、コモンロー⁵の枠組みを採用したほか、②法律や規制は全て英語で発行したため、英米をはじめとした外資系金融機関が進出しやすい環境になっている。

DIFCでは、銀行、証券、保険、イスラム金融等広範な金融サービスに加え、そうした金融サービスをサポートするプロフェッショナルサービス(会計、法律、人事等)、一部の不動産開発会社が、優遇措置の対象となっている。規制緩和に係る措置としては、①外資系企業による国内法人への出資比率上限の緩和(49%から100%に引き上げ)、②UAE国民の雇用義務の適用除外、③外国人の在留資格や就労許可の期間の延長といったものが挙げられる。

税制優遇に関しては、DIFCでは2004年以降、法人税を50年間にわたり100%減免する形になっている。ただし、ドバイの法人税は、法令こそ存在するものの、施行されていない状態であり、DIFC外でも実質ゼロである。そのため、外資系金融機関がDIFCに進出するインセンティブは、前述の規制緩和もあるが、「法人税ゼロが長期間担保されている」ところにあると思われる。

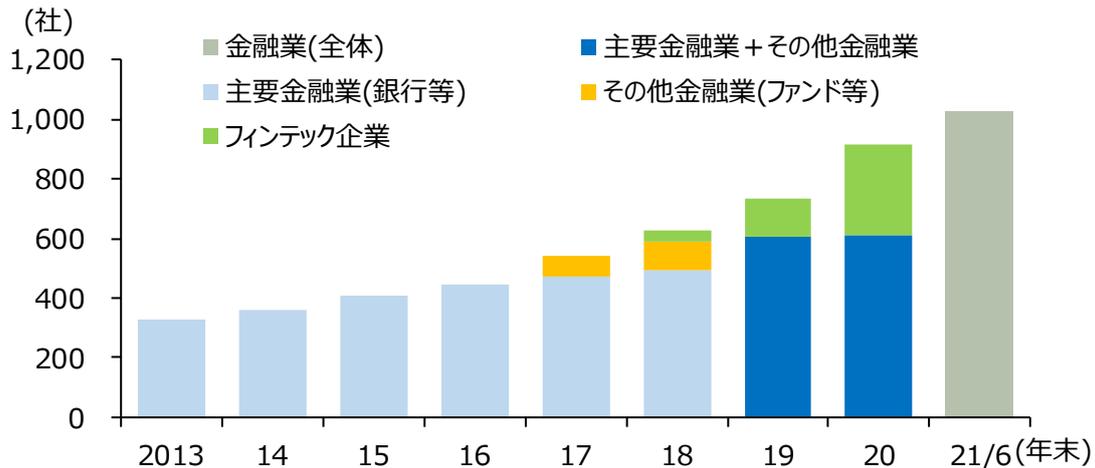
加えて、DIFCでは金融特区設置後に、ドバイ国際金融取引所(後の「NASDAQドバイ」)や、国際仲裁機関DIFC-LCIA⁶が設立されるなど、金融取引の基盤となるインフラも着々と構築してきた。更に近年では、フィンテックのスタートアップ企業を誘致するプログラム「FinTech Hive」が開始し、積極的に金融テクノロジーの取り込みを図るなど、規制緩和や税制優遇以外にも、様々な金融取引・金融ビジネスに関する活性化策に取り組んできた。

実際、2021年6月末のDIFC内の金融機関数は1,025社と、2013年末対比で3.1倍となっている(次頁図表4)。近年では、フィンテック企業数が大幅に増加していることから、伝統的な金融機関だけでなく、幅広い金融機関からの関心が集まっていることも伺える。また、2020年の中東地域の顧客管理資産は全体で1.2兆ドル程度とされるが、DIFC内のウェルスマネジメントビジネスにおける投資ポートフォリオは2,035億ドルと、概ね6分の1を占めるまで増加しており、同地域の金融ハブとして徐々に存在感を増してきている。

⁵ 英国を起源とする、判例をベースに判決が下される「判例法」であり、英国や米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド等で採用されている。

⁶ ロンドンの国際仲裁裁判所がモデルになっている。

(図表4)DIFC で活動する金融機関数



(資料)DIFC を基に日本総合研究所作成

(c)クアラルンプール(マレーシア)

マレーシアのクアラルンプールでは 2012 年、外国人を含む市民に労働・生活・娯楽をバランスよく提供しつつ、所在地区および近隣地区の再活性化を促進することを目的に、特区である TRX (Tun Razak Exchange) が設置された。TRX は 0.28 平方キロメートルと比較的小さなエリアであり、鉄道や道路といった公共インフラを整備しつつ、住居・オフィススペースやレジャー・文化施設、小売店が集約されている。こうしたなかで優遇措置を通じて国内外の金融機関を誘致しているため、金融特区の 1 つとして考えられている。実際、英大手銀 HSBC や英大手保険会社 Prudential は、マレーシア本社を TRX に新規建設するなど、外資系金融機関から一定の関心を集めることに成功している。

具体的な優遇措置としては、規制面では目立った施策はないものの、税制面において、不動産の賃貸費用に対する税額控除や、固定資産の減価償却期間の短縮、各種印紙税の減免などを実施している⁷(図表 5)。また、不動産の購入・建設費用に対して年間で 10% を補填(10 年間)する制度も存在する。

(図表5)TRX における金融業への優遇措置

| 対象業務 | 優遇策概要 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行 ・ 保険 ・ キャピタルマーケット・サービス ・ イスラム金融：銀行 ・ イスラム金融：保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ TRX 内の施設の賃貸費に対して 50% の税額控除(10 年間) ・ 減価償却期間の短縮 ・ 初回の TRX における賃貸/購入契約、不動産ローン契約、サービス契約における印紙税の免除 ・ TRX 内への移転費用の損金算入(2020 年末までに事業を開始する必要あり) |

(資料)TRX を基に日本総合研究所作成

⁷ なお、金融特区設置当初は、TRX に進出した金融機関等への法人税の減免(100%、10 年間)や、TRX 内を開発する不動産開発会社への法人税の減免(70%)もあったが、現在では継続されていない。

もっとも、多様な優遇措置はあるものの、①どちらかというところ「複合的な商業地域の開発」の色合いが濃い金融特区であることや、②国際金融センターとして確固たる地位を築いているシンガポールが近隣に存在することから、金融ハブとしての競争力が十分確保できておらず、評価も高まっていない状況にある。

(2) 2010年代半ば以降に金融特区を設置した都市

インドのグジャラート・ガンディーナガルは 2015 年に、カザフスタンのヌルスルタンは 2018 年に金融特区を設置し、それぞれの地域での金融ハブを目指している。

直近の国際金融センター指数でみると、金融特区を設置してから間もないこともあり、グジャラートは 92 位、ヌルスルタンは 78 位と、必ずしも高くはない。もっとも、「今後 2～3 年でより重要になる都市は」という質問項目をみれば、グジャラートは、数ある国際金融都市を抑えて 2 回連続で世界 1 位となっているほか(図表 6)、ヌルスルタンは 2020 年 9 月調査において 14 位と、東京(15 位)よりも上位に位置している。

(図表 6) アンケート調査「今後 2～3 年でより重要になる都市は」

| | 2020年3月 | 2020年9月 | 2021年3月 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 1 位 | 青島 | グジャラート | グジャラート |
| 2 位 | シュトゥットガルト | シュトゥットガルト | ソウル |
| 3 位 | 上海 | 青島 | シュトゥットガルト |
| 4 位 | 北京 | 上海 | 上海 |
| 5 位 | ソウル | シンガポール | 青島 |
| 6 位 | 深圳 | ソウル | シンガポール |
| 7 位 | 広州 | 北京 | 北京 |
| 8 位 | シンガポール | 広州 | 深圳 |
| 9 位 | 香港 | 深圳 | 広州 |
| 10 位 | パリ | 香港 | 香港 |
| 11 位 | フランクフルト | パリ | ニューヨーク |
| 12 位 | ロンドン | ドバイ | パリ |
| 13 位 | ダブリン | フランクフルト | ロンドン |
| 14 位 | ヌルスルタン | 成都 | ドバイ |
| 15 位 | 東京 | ニューヨーク | フランクフルト |

(資料) Z/Yen Group を基に日本総合研究所作成

(a) グジャラート・ガンディーナガル(インド)

グジャラートの州都ガンディーナガルにおいて 2015 年に設定された特区 GIFT-City(Gujarat International Finance Tec-City)は、インド初のスマートシティ・プロジェクトの一環として、優遇措置の実施を通じて、IT 関連業と金融業の双方の集積・発展に注力している地域である。GIFT-City の総面積の 3 分の 1 程度に、金融オフショア取引の金融特区 IFSC(International Finance Service Center)が設置されている。

IFSC では、域内でビジネス展開することが可能な金融業の範囲を、国内外の銀行業、保険業、証券会社やポートフォリオマネージャー、各種ファンド等を含むキャピタルマーケット業務に定め、優遇措置を適用している。規制面でこそ目立った施策はないが、税制面をみると、幅広い種類の税金が優遇されている。具体的には、①IFSC 内ビジネスから得られた利益に対する法人税(15 年のうち連続する 10 年間)、②IFSC 内企業からの配当に対する税金、③IFSC 内企業が非居住者に支払う利

子に対する税金、④非居住者等が ISFC 内の取引所に上場されている特定証券から得たキャピタルゲインに対する税金、の減免などである。

こうした取り組みもあり、IFSC では 2020 年末時点で、銀行が 14 行、保険会社が 18 社、証券会社等が 100 社超集積している。銀行や保険会社の数は大幅に増加してきたわけではないが、HSBC や Standard Chartered といった英銀が 2020 年から進出したほか、2021 年 8 月には、米国の Citibank とドイツの Deutsche Bank が、米銀・独銀としては初めて進出することが公表されるなど、大手の外国銀行からの注目は徐々に高まっている。

(b)ヌルスルタン(カザフスタン)

カザフスタンでは、2017 年に首都アスタナ(2019 年にヌルスルタンに改名)で万博を開催し、その跡地を活用し、2018 年に金融特区 AIFC(Astana International Financial Center)を設置した。AIFC は、設置の目的を、金融業の活性化を通じたカザフスタン経済への投資の増加、としており、①欧州とアジアの交差路に位置していること、②3,500km 圏内に主要国際金融都市が存在しないこと、から、中央アジアの金融ハブとなる地理的優位性があるとしている。

AIFC 内企業への優遇策としては、規制改革面では、在留資格の期間の延長や就労許可の取得義務の免除等がある(図表 7)。税制優遇面では、特定の金融機関や、そうした金融機関を法律面や会計面等でサポートする企業について、法人税や固定資産税、更には従業員の個人所得税の税率を超長期にわたりゼロにするなど、新興の金融都市であるが故に、大胆な制度設計となっている。

(図表 7)AIFC における金融業等への優遇措置

| | |
|---------------|---|
| 税関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の金融サービス業に対する法人所得税を減免(100%) ・ 特定の金融サービス業を顧客とする事業者向け専門サービス業に対する法人所得税を減免(100%) ・ 特定の金融サービス業、専門サービス業の従業員(外国人)に対する個人所得税を減免(100%) ・ 特定の金融サービス業、専門サービス業に対する固定資産税及び土地税を減免(100%) ・ 個人及び法人に対する有価証券の売却益及び配当・利息に係る税を減免(100%) 《特定の金融サービス：イスラム金融、保険・再保険、投資ファンド、証券など》 《専門サービス：法律、監査、会計、コンサルティングサービス》 (※)全て2066年1月1日までの措置 |
| 在留資格関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ AIFC内の企業等の従業員や家族は最長 5 年の査証を取得可能(延長も可能) |
| 就労許可関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ AIFC内の企業等に雇用される外国人(高スキル人材である資格の証明が必要)は就労許可の取得義務を免除 |

(資料)AIFC を基に日本総合研究所作成

さらに AIFC では、2018 年 10 月に中核事業の 1 つとして、アスタナ国際取引所(AIX)⁸を創設した。また、AIFC の公用語や法律を英語化したうえで⁹、2019 年 7 月に、AIFC 裁判所と AIFC 国際仲裁センターを創設した。加えて 2021 年 1 月には、カザフスタン初の仮想通貨取引所 XIGNAL&MT がサービスを開始している。このように AIFC では、ドバイと同様に外資系金融機関がビジネスを展開しやすい各種金融インフラの整備を積極的に進めている。

⁸ AIX の株主は、上海証券取引所、米大手証券取引所ナスダック、米大手投資銀ゴールドマンサックス、中国の公営投資ファンドシルクロード基金等。

⁹ 法律が英語化されたのは、ソ連崩壊後初めてのこと。

3. 世界の金融特区から得られる示唆

以上のように、世界には、地域の金融ハブ、あるいは国際金融都市を目指して、金融特区を設置している都市が複数存在するが、その取り組みの成果が出ているかは、都市によって異なる。そこで、世界の各都市が設置している金融特区を横断的に分析すると、金融都市としてのプレゼンスを向上させる形態について、いくつかの示唆が得られる(図表8)。

(図表8)各地域の金融特区における特徴比較

| 地域 | 主要国際金融都市との関係性 | 金融業と他産業との関係性 | 優遇措置の内容 | | 金融特区設立年 金融都市としての プレゼンス |
|-----------------|---------------------|--------------------|------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| | | | 規制緩和 | 税制優遇 | |
| 深圳・前海地区 | 香港と一体化(距離:約20km) | 重点産業(6産業)のうち1つ | 就業証取得義務の免除(香港等居住者) | 個人所得税減免(高度外国人材) | 2012年 上昇傾向 |
| ドバイ | 近隣になし | 最優先産業 | 外資出資可能比率緩和、就労許可・在留資格上の措置(長期間の査証) | 法人税減免(50年間) | 2004年 上昇傾向 |
| クアラルンプール | シンガポールと競合(距離:350km) | 複合的な商業地域に誘致する産業の1つ | - | 施設の賃貸に係る税額控除、減価償却期間短縮 | 2012年 頭打ち・伸び悩み |
| グジャラート・ガンディーナガル | 近隣になし | IT関連業と共に重点産業の1つ | - | 法人税(10年間)/利子配当税/譲渡益等に係る税金の減免 | 2015年 今後の期待値が高い |
| ヌルスルタン | 近隣になし | 最優先産業 | 在留資格上の措置(長期査証)、就業許可取得義務の免除(高度外国人材) | 法人税/個人所得税/固定資産税/利子配当税の減免(全て2066年まで) | 2018年 今後の期待値が高い |

(資料)各種資料を基に日本総合研究所作成

(a) 主要国際金融都市との関係性

新興の都市が金融ハブを形成するには、既存の主要金融都市との関係性が大きく影響する。深圳・前海地区は、隣接する香港に所在する金融機関を呼び込むような優遇措置を実施することで、香港の国際金融都市としての力強さを取り込むことに成功している。一方で、クアラルンプールは、欧米型金融に関しては、近隣のシンガポールの競争力が圧倒的プレゼンスを誇っていることから、結果として、金融ハブとしての成長が滞っている可能性がある。

(b) 金融業と他産業との関係性

金融特区を設置している都市は、深圳・前海地区やクアラルンプール、グジャラート・ガンディーナガルのように、金融業を複数ある重点産業の1つとして位置付けているところと、ドバイやヌルスルタンのように、金融業に特化して優遇措置を導入するところに分かれている。前者の場合、金融業単体としての成長はもとより、他産業の成長を取り込むことも梃子にして、国際金融都市としてのプレゼンスを引き上げている。ただし、クアラルンプールのように、金融ハブの形成よりも、商業地域開発の色合いが強くなると、期待していたほどの効果は得られない可能性がある。一方で後者の場合、金融業がその地域の産業全体を牽引する立場になることから、法体系や金融インフラの整備等を含め、国・地域は一産業に多大な費用・時間を費やす覚悟が必要になる。

(c) 優遇措置の内容

深圳・前海地区やドバイ、ヌルスルタンの規制緩和をみると、外資系金融機関あるいは外国人労働

者を呼び込むことを目的とした在留資格や就労許可の要件緩和は、国際金融都市としてのプレゼンスを高めるために一定程度は必要な措置だと思われる。もっとも、例えば就労許可については、香港との一体化を推進したい深圳・前海区では香港等居住者に対象を限定しているほか、新興の金融都市であるがゆえに金融ビジネスの成熟化を図りたいヌルスルタンでは外国人高度人材を対象にしている。国際金融都市の実現には、担い手となる外国人高度人材を見極め、在留資格や就労許可の要件緩和を実施することが肝要だと思われる。

また、税制優遇については、ドバイやヌルスルタンでは長期にわたり法人税をゼロまで引き下げることをコミットするなど、大胆な優遇措置になっていることが国際金融都市としての現在の評価、あるいは将来の期待に繋がっているものと思われる。もっとも、全面的な法人税や個人所得税の切り下げよりも、優遇対象の限定、あるいは時限的な措置の方が、導入コストに対するリターン面において効率性が良い、との考え方もある。実際、他の施策と組みあわせた結果でもあるが、①深圳・前海地域では外国人高度人材を対象とした個人所得税減免、②グジャラート・ガンディーナガルでは10年間の法人税減免、といった限定的な税制優遇策で、国際的なプレゼンスを向上、あるいは将来的な期待値を向上させることに成功している。そのため、都市によっては、こうした形の施策を参考にするのが現実的であるとも言える。

4. 日本型金融特区の設計案

このように、世界の都市の金融特区からは、多様な示唆が得られる。一方で、日本では既に沖縄県名護市が、日本唯一の金融特区を設置している。そこで、名護市の金融特区の現状を再確認し、前章で紹介した世界の都市の例を踏まえたうえで、日本で機能し得る金融特区の設計案について考察する。

(1) 沖縄県名護市での取り組み

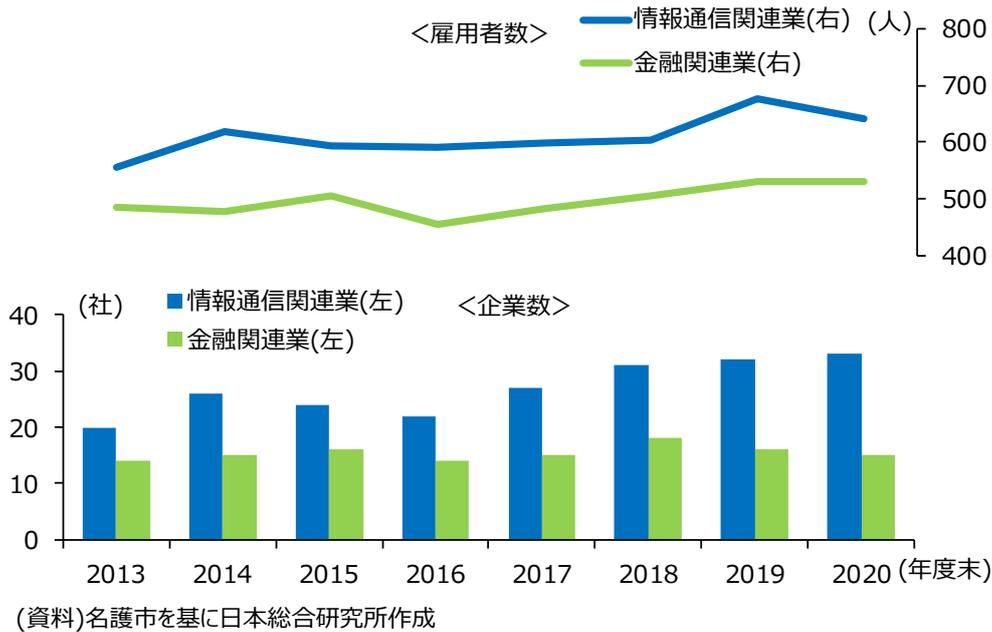
日本においては、2002年に施行された沖縄振興特別措置法に基づいて、沖縄県名護市に金融業務特別地区が設置され、2014年には、これを発展的に解消したうえで、対象産業を金融業から、多様な産業へと広げる形で、同市に経済金融活性化特別地区が設置された¹⁰。

この金融特区では、その設置から約19年間が経過しているが、2021年5月末の金融機関数が15社、その雇用者数が554名と、金融業が大きく発展したとは言い難い。また、例えば、2014年3月末(14社・486名)と比較しても、企業の入替わりはあるものの、絶対数が大幅に増加する方向にはない(次頁図表9)。一方で情報通信関連企業については、2014年3月末の20社・556名から、2021年5月末の35社・693名と、着実に増加していることが確認できる。

この背景には、現在の金融特区の前身である金融業務特別区が沖縄振興特別措置法(2002年)を根拠としていることや、特色ある「まちづくり」の推進という観点を盛り込んだ金融・情報通信国際都市構想を2008年に策定されたことから分かるように、あくまで沖縄振興を主眼に置いた計画・事業であり、金融業の活性化はその一手段だったことがある。

¹⁰ 日本には特区制度として総合特区、構造改革特区、国家戦略特区が存在するが、これらを活用して金融特区が設置された例はない。

(図表9) 名護市の経済金融活性化特別地区内の企業数および雇用者数



確かに金融業の発展という観点からは効果が限定的だった可能性はあるが、そもそもこの金融特区は、金融のハブを目指している世界の都市とは方向性が異なるものである。地域振興という観点からは、情報通信関連業の牽引によって一定程度実現しているとも言える。

(2) 日本型金融特区の方向性

沖縄県名護市における金融特区の形態では、その目的の違いもあり、現在国内で各都市が求めている国際金融都市には繋がらない可能性が高い。一方で、アジアや中東の各都市が金融特区を設置して国際金融都市のプレゼンスを向上させていることを踏まえれば、適切な形で金融特区を設置することができれば、日本の都市においても、金融特区は国際金融都市を実現する一助となる。そこで最後に、これまでの議論を踏まえ、日本型金融特区のラフ・スケッチを描いてみたい。

まず、東京以外の地方都市で金融特区を設置する場合には、東京と競合するのではなく、例えば、主な取引が大阪で行われているディリバティブ取引、サステナブルファイナンスのうち東京が取り組む予定のない分野、といった金融ビジネスに焦点を当てるなど、機能補完するような金融都市を目指すべきである。そのうえで、東京が呼び込む金融機関に対しても、地方都市が注力する金融ビジネスを提案するなど、東京の主要国際金融都市としての成長力をも取り込むような金融特区を構築する方が得策になると思われる。

また、現在日本において国際金融都市に名乗りを上げている各都市は、どこも大規模な都市であり、金融以外にも既に競争力が一定程度ある産業も存在する。そのため、金融業のみに集中的にリソースを投下し、その波及効果で他産業の発展を促すよりも、金融業と他産業の双方を成長させ、その相乗効果で地域産業全体の発展を促すような形の金融特区としたほうが、最終的により良い成果を得られる可能性が高くなると思われる。金融業との高い相乗効果が期待できる産業としては、高齢化社会への移行を踏まえてさらなる技術革新が求められるヘルスケア産業や、2050年カーボンニュートラルに向けて競争力をつけていくべき再生可能エネルギー産業が挙げられる。両産業とも、

金融業者を介した資金調達が不可欠であり、金融業と相乗的に発展できる余地が大きい。なお再生可能エネルギー産業は、カーボンニュートラルに関して、世界的に金融市場・金融ビジネスを介して達成を目指す方向性であることから、金融業と今後特に親和性の高い関係になっていくと思われる。

次に、規制面では、例えば、在留資格の1つである「高度専門職」の認定に係るポイント制において、既に導入されている「投資運用業等に係る業務に従事」する人材に対する特別加算¹¹に加えて、金融特区が認定する企業・産業等で勤務する人材について、①一段の特別加算を適用する、②新たな金融ビジネスを特別加算の対象にする、といった施策が考えられる。

また税制面では、優遇措置の対象を、金融業を含む複数の産業とし、法人税や従事する外国人高度人材の所得税を引き下げること考えられる。ただし、超長期ではなく短期～中期の措置とするほか、施策効果の検証を都度実施するなど、国民・市民に対して説明の機会を設けるなどの一定の配慮は必要になる。

国際金融都市の実現に向け、日本の都市が金融特区を設置するには、以上のような要素を勘案した設計案にすることが望ましい。そのうえで、諸外国で評価が高い金融特区は少なくとも10年近く前に設置されていることを踏まえれば、中長期的な観点で国際金融都市をプランニングし、性急な結果追及に走らないことも求められる。

以 上

¹¹ 2020年7月に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」で導入された措置。

